

平成27年度
障害者支援状況等調査研究事業
報告書

地域生活支援事業における移動支援事業の実態調査

平成28(2016)年3月

みずほ情報総研株式会社

目次

I. はじめに.....	1
1. 本調査の目的	3
2. 実施方法.....	3
3. 回収状況.....	3
II. アンケート調査結果.....	5
1. 基本情報.....	7
1) 回答自治体数.....	7
2) 障害者数.....	8
2. 「移動支援事業」の実施状況について.....	9
1) 移動支援事業の実施	9
2) 事業所数等.....	9
3) 利用単価.....	11
4) 移動支援従事者の資格要件.....	12
3. 「移動支援事業」の利用者数等.....	13
1) 利用者の障害支援区分、障害種別の内訳.....	13
2) 利用者の年齢階層別の平均人数.....	13
3) 利用者負担等の有無	14
4) 支給決定の有無	15
4. 「移動支援事業」のうち、通勤・通所・通学を目的とした移動支援の実施状況.....	16
1) 通勤・通所・通学を目的とした移動支援の実施状況	16
2) 利用要件の有無	16
3) 利用期限の有無	18
4) 利用要件を「訓練目的」としている場合、実施方法の取決めの有無及び内容.....	18
5) 利用者の通勤・通所・通学別の利用者数.....	19
6) 利用者の利用目的別の人数.....	19
5. 「移動支援事業」のうち、障害者支援施設への入所・入院中における移動支援の実施状況.....	20
1) 障害者支援施設への入所・入院中における移動支援の実施の有無	20
2) 入所中・入院中の利用者数.....	20

6. 「移動支援事業」のうち、「通年かつ長期にわたる外出」に該当する移動支援の実施状況	21
.....	21
1) 通所・通学以外で「通年かつ長期にわたる外出」に該当する移動支援の実施状況	21
.....	21
7. 自由回答結果	22
1) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」の単価設定にあたっては、どのような考え	
方に基づいて設定したか	22
2) 通所・通学以外で「通年かつ長期にわたる外出」を実施している場合の、支援対象場面	
(もしくは利用条件)	22
3) 「移動支援事業」が個別給付に移行することを想定した場合の課題	23
4) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」に関する課題等	23
5) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」を実施していない理由	24
Ⅲ. インタビュー調査結果	25
1. 目的	27
2. 対象およびインタビュー項目	27
3. 結果	28
Ⅳ. 調査結果のまとめ	47
1. 移動支援事業の実施状況	49
1) 移動支援事業の実施状況（地域生活支援事業に基づく）	49
2) 事業実施体制	49
3) 利用単価・利用者負担等	49
4) 移動支援事業の実施上の課題	49
2. 移動支援事業を実施していない理由	50
3. インタビュー調査から得られた課題等	50
参考資料	資-1
事業実施体制	資-15

I. はじめに

1. 本調査の目的

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に各市町村が事業を実施できる仕組みとなっている。そのため、全国で実施されている地域生活支援事業は、実態が把握しにくい状況にあった。とりわけ移動支援事業は、実施方法や対象、サービス内容等が多岐に渡るため、その実態把握が課題であった。こうしたことから、本調査を通じて、移動支援事業の実態等を明らかにし、今後の移動支援事業のあり方について検討するための基礎資料を収集することを目的とした。

2. 実施方法

調査は、郵送発送、郵送配付による自記式アンケート調査方式により実施した。調査票の返送先は、みずほ情報総研調査事務局とした。回収率を高めるために、自治体の障害福祉所管課に対して、厚生労働省が作成した通知および調査協力依頼状を調査票とともに同封して発送した。

調査票回収期限後に、調査協力依頼兼督促状を発送した。

調査期間	平成 27 年 7 月から 9 月
調査方法	郵送発送、郵送回収による自記式アンケート調査

3. 回収状況

有効回収数は、1,128 件、有効回収率 64.8%であった。

Ⅱ. アンケート調査結果

1. 基本情報

1) 回答自治体数

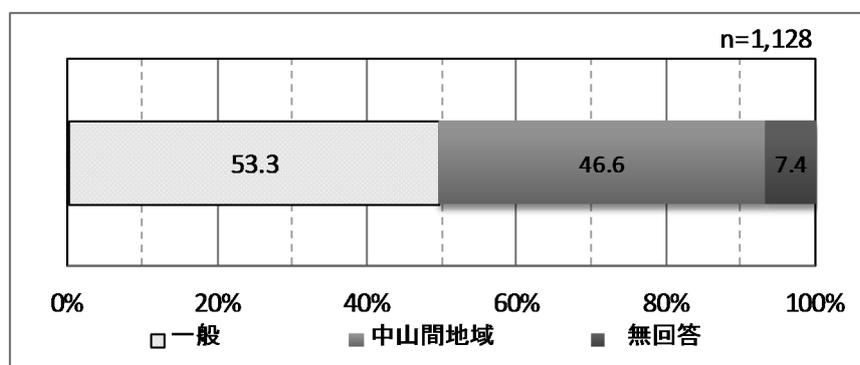
「都道府県別」

図表 1-1 回答自治体数(都道府県別)

	件数(件)	構成比(%)		件数(件)	構成比(%)
北海道	104	9.2	京都府	13	1.2
青森県	22	2.0	大阪府	30	2.7
岩手県	26	2.3	兵庫県	34	3.0
宮城県	24	2.1	奈良県	16	1.4
秋田県	18	1.6	和歌山県	19	1.7
山形県	17	1.5	鳥取県	13	1.2
福島県	35	3.1	島根県	12	1.1
茨城県	37	3.3	岡山県	16	1.4
栃木県	21	1.9	広島県	15	1.3
群馬県	24	2.1	山口県	17	1.5
埼玉県	49	4.3	徳島県	20	1.8
千葉県	38	3.4	香川県	12	1.1
東京都	47	4.2	愛媛県	19	1.7
神奈川県	25	2.2	高知県	11	1.0
新潟県	21	1.9	福岡県	41	3.6
富山県	11	1.0	佐賀県	7	0.6
石川県	11	1.0	長崎県	12	1.1
福井県	13	1.2	熊本県	30	2.7
山梨県	18	1.6	大分県	11	1.0
長野県	46	4.1	宮崎県	16	1.4
岐阜県	25	2.2	鹿児島県	23	2.0
静岡県	27	2.4	沖縄県	19	1.7
愛知県	34	3.0	無回答	2	0.2
三重県	17	1.5	合計	1,128	100.0
滋賀県	10	0.9			

「地域区分」

図表 1-2 都道府県別構成比



2) 障害者数

各自治体の障害者数に関する平均値の構成は、以下の通りであった。
本集計は、障害者数の記入があった416件を対象に集計を行っている

図表 1-3 障害者数

(値：平均値、n=416)

		身体障害	知的障害	精神障害	難病等	計
福祉サービスを使っている	区分なし	25.4人	44.5人	55.8人	0.4人	126.1人
	区分1	5.2人	6.2人	6.4人	0.1人	17.9人
	区分2	15.7人	23.6人	21.3人	0.2人	60.8人
	区分3	18.1人	34.8人	13.4人	0.3人	66.6人
	区分4	13.1人	39.4人	4.5人	0.1人	57.2人
	区分5	15.4人	34.2人	1.2人	0.1人	50.8人
	区分6	39.4人	35.7人	0.8人	0.2人	76.0人
	障害児	12.1人	45.1人	12.6人	0.2人	69.9人
福祉サービスを使っていない		2,332.6人	237.7人	412.0人	239.5人	3,221.8人
合計		2,476.9人	501.0人	528.1人	241.0人	3,747.1人

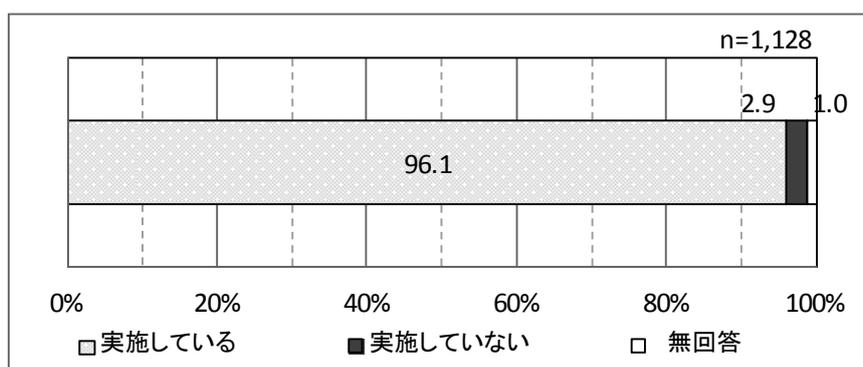
		身体障害	知的障害	精神障害	難病等	計
福祉サービスを使っている	区分なし	1.0%	8.9%	10.6%	0.2%	3.4%
	区分1	0.2%	1.2%	1.2%	0.0%	0.5%
	区分2	0.6%	4.7%	4.0%	0.1%	1.6%
	区分3	0.7%	7.0%	2.5%	0.1%	1.8%
	区分4	0.5%	7.9%	0.9%	0.1%	1.5%
	区分5	0.6%	6.8%	0.2%	0.0%	1.4%
	区分6	1.6%	7.1%	0.2%	0.1%	2.0%
	障害児	0.5%	9.0%	2.4%	0.1%	1.9%
福祉サービスを使っていない		94.2%	47.4%	78.0%	99.4%	86.0%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2. 「移動支援事業」の実施状況について

1) 移動支援事業の実施

地域生活支援事業に基づく移動支援事業を行っている自治体は、96.1%であった。

図 2-1 移動支援の実施状況(単数回答)



2) 事業所数等

「委託事業所数」

地域生活支援事業に基づく移動支援事業に関する委託事業所数は、1自治体平均 24.6 事業所（回答数 1,066 件）であった。

身体介護あり、身体介護なしの実施箇所数について、記入のあった自治体の集計値は、次頁の通りであった。

「実施箇所数：身体介護あり／身体介護なし」

図表 2-2 実施箇所数(身体介護あり)

(値：平均値)

		調査数	平均
委託・指定 事業所	個別支援型	921件	20.8事業所
	グループ支援型	503件	6.9事業所
	車両移送型	462件	1.3事業所
	合計	893件	23.9事業所
委託・その 他事業所	個別支援型	449件	1.8事業所
	グループ支援型	378件	0.3事業所
	車両移送型	378件	0.4事業所
	合計	465件	2.2事業所
自治体 直営	個別支援型	393件	0.0事業所
	グループ支援型	371件	0.0事業所
	車両移送型	374件	0.0事業所
	合計	413件	0.0事業所
計	個別支援型	931件	22.6事業所
	グループ支援型	512件	7.0事業所
	車両移送型	473件	1.5事業所
	合計	920件	25.7事業所

図表 2-3 実施箇所数(身体介護なし)

(値：平均値)

		調査数	平均
委託・指定 事業所	個別支援型	836件	18.4事業所
	グループ支援型	480件	5.6事業所
	車両移送型	433件	1.2事業所
	合計	825件	21.4事業所
委託・その 他事業所	個別支援型	424件	1.5事業所
	グループ支援型	361件	0.3事業所
	車両移送型	366件	0.2事業所
	合計	455件	1.6事業所
自治体直営	個別支援型	367件	0.0事業所
	グループ支援型	347件	0.0事業所
	車両移送型	352件	0.0事業所
	合計	389件	0.0事業所
計	個別支援型	845件	18.3事業所
	グループ支援型	491件	5.6事業所
	車両移送型	448件	1.3事業所
	合計	862件	20.9事業所

3) 利用単価

利用単価についてみると、身体介護あり、身体介護なし、障害の種類（肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児））、時間帯（日中、夜間早朝、深夜）別に記入のあった自治体の平均値は、以下の通りであった。

日中でみると、「身体介護あり」は平均値が約 1,900 円、「身体介護なし」では、平均値は約 900 円であった。同様に早朝夜間では、「身体介護あり」は平均値が約 2,100 円、「身体介護なし」では、平均値は約 1,000 円であった。深夜は、「身体介護あり」は平均値が約 2,400 円、「身体介護なし」では、平均値は約 1,200 円であった。障害種別による平均値の違いはあまりみられなかった。

図表 2-4 利用単価

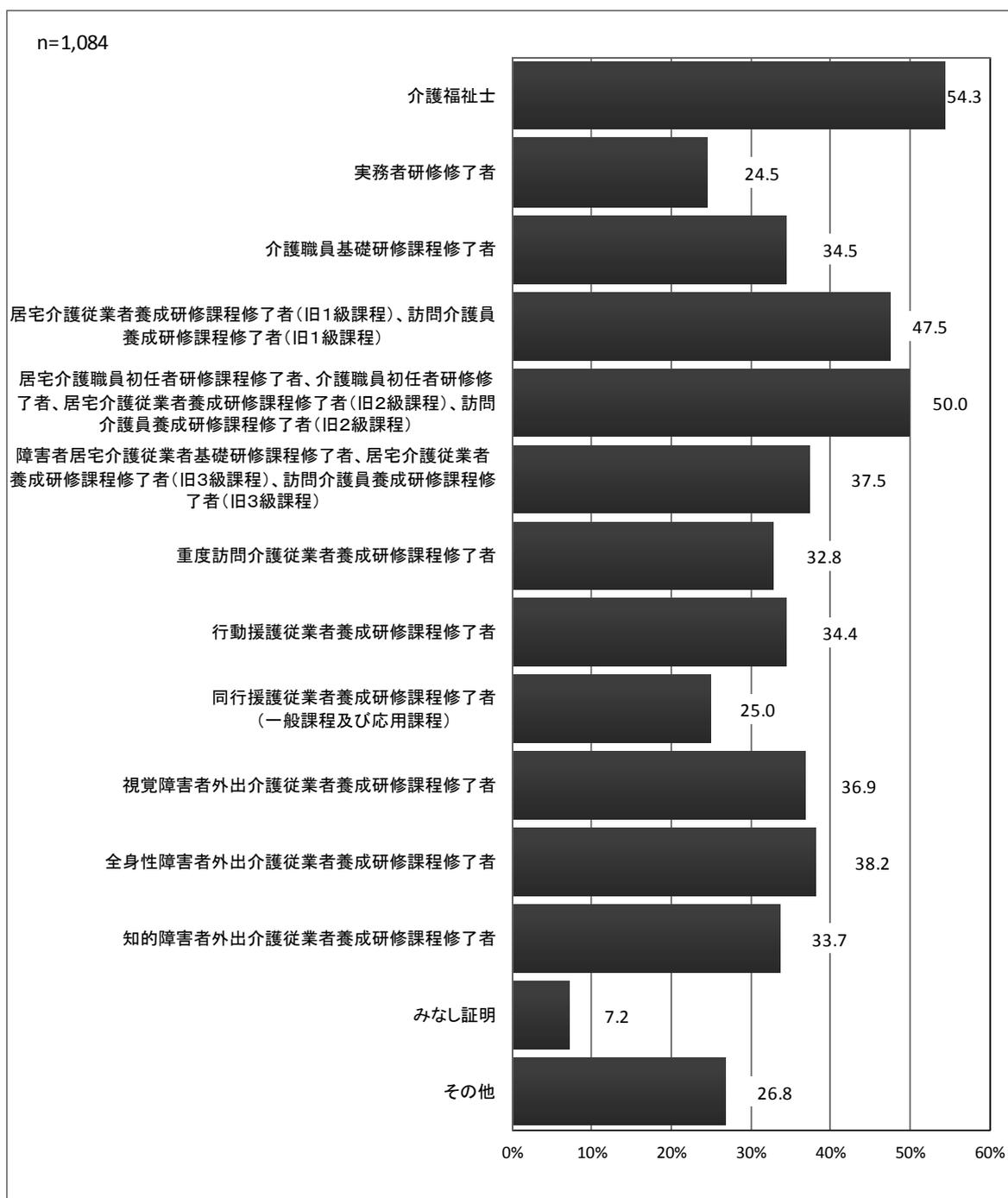
（値：平均値）

			調査数	平均
身体介護あり	日 中	肢体不自由者(児)	971件	1,865.7円
		視覚障害者(児)	942件	1,863.7円
		知的障害者(児)	959件	1,863.1円
		精神障害者(児)	952件	1,862.0円
		難病等患者(児)	906件	1,854.9円
身体介護なし	日 中	肢体不自由者(児)	975件	900.9円
		視覚障害者(児)	949件	896.6円
		知的障害者(児)	974件	899.6円
		精神障害者(児)	962件	897.4円
		難病等患者(児)	917件	891.1円
身体介護あり	夜間早朝	肢体不自由者(児)	869件	2,144.5円
		視覚障害者(児)	847件	2,139.8円
		知的障害者(児)	860件	2,142.5円
		精神障害者(児)	856件	2,139.7円
		難病等患者(児)	817件	2,133.4円
身体介護なし	夜間早朝	肢体不自由者(児)	870件	1,031.8円
		視覚障害者(児)	851件	1,028.3円
		知的障害者(児)	866件	1,031.6円
		精神障害者(児)	862件	1,028.7円
		難病等患者(児)	825件	1,020.8円
身体介護あり	深 夜	肢体不自由者(児)	820件	2,425.4円
		視覚障害者(児)	798件	2,419.6円
		知的障害者(児)	810件	2,424.3円
		精神障害者(児)	807件	2,417.9円
		難病等患者(児)	773件	2,408.4円
身体介護なし	深 夜	肢体不自由者(児)	819件	1,165.1円
		視覚障害者(児)	798件	1,161.1円
		知的障害者(児)	813件	1,163.7円
		精神障害者(児)	809件	1,160.6円
		難病等患者(児)	776件	1,152.7円

4) 移動支援従事者の資格要件

移動支援従事者の資格要件としては、「介護福祉士」が54.3%、「居宅介護職員初任者研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者、居宅介護従業者養成研修課程修了者（旧2級課程）、訪問介護員養成研修課程修了者（旧2級課程）」が50.0%、「居宅介護従業者養成研修課程修了者（旧1級課程）、訪問介護員養成研修課程修了者（旧1級課程）」47.5%の順に多かった。

図 2-5 移動支援従事者の資格要件(複数回答)



3. 「移動支援事業」の利用者数等

1) 利用者の障害支援区分、障害種別の内訳

移動支援事業を利用した障害者の、障害支援区分、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）別の記入値の平均値は、以下の通りであった。

図 3-1 利用者の障害種別の内訳

(値：平均値、n=781)

	身体障害			知的障害		精神障害		難病等	計
		うち肢体不自由	うち視覚障害		うち行動障害		うち行動障害		
区分なし	9.7人	7.2人	1.7人	9.7人	-	3.1人	-	0.1人	18.4人
区分1	0.9人	0.4人	0.4人	2.1人	-	1.0人	-	0.0人	3.2人
区分2	3.4人	2.4人	0.7人	8.5人	-	4.2人	-	0.0人	13.0人
区分3	4.5人	3.8人	0.5人	12.4人	0.8人	3.7人	0.1人	0.0人	17.3人
区分4	3.7人	3.2人	0.3人	14.5人	1.8人	1.7人	0.1人	0.0人	17.6人
区分5	4.3人	4.1人	0.1人	11.0人	2.3人	0.5人	0.0人	0.0人	13.5人
区分6	8.6人	8.1人	0.2人	8.4人	2.3人	0.2人	0.0人	0.0人	14.6人
障害児	6.2人	5.4人	0.3人	22.7人	1.6人	1.9人	0.0人	0.0人	27.6人
合計	29.0人	24.2人	3.0人	63.6人	6.5人	11.1人	0.2人	0.1人	93.2人

2) 利用者の年齢階層別の平均人数

移動支援事業を利用した障害者の、年齢階層別の平均人数は、以下の通りであった。

図 3-2 利用者の年齢階層別の平均人数 (値：平均値)

	調査数	平均		調査数	平均
10代未満 区分なし	362件	1.7人	40代 区分なし	523件	4.2人
10代未満 区分1	337件	0.0人	40代 区分1	429件	1.0人
10代未満 区分2	337件	0.0人	40代 区分2	526件	4.8人
10代未満 区分3	340件	0.0人	40代 区分3	544件	6.9人
10代未満 区分4	338件	0.0人	40代 区分4	527件	6.4人
10代未満 区分5	339件	0.0人	40代 区分5	503件	4.5人
10代未満 区分6	339件	0.0人	40代 区分6	495件	4.2人
10代未満 障害児	538件	8.5人	50代 区分なし	523件	3.2人
10代 区分なし	478件	5.5人	50代 区分1	448件	1.1人
10代 区分1	373件	0.2人	50代 区分2	559件	4.3人
10代 区分2	400件	1.1人	50代 区分3	592件	5.4人
10代 区分3	441件	2.1人	50代 区分4	523件	4.0人
10代 区分4	460件	2.6人	50代 区分5	479件	2.6人
10代 区分5	436件	2.1人	50代 区分6	474件	2.4人
10代 区分6	446件	2.3人	60から64歳 区分なし	498件	2.0人
10代 障害児	655件	27.3人	60から64歳 区分1	411件	0.7人
20代 区分なし	541件	6.3人	60から64歳 区分2	515件	2.6人
20代 区分1	418件	0.9人	60から64歳 区分3	531件	2.9人
20代 区分2	536件	4.1人	60から64歳 区分4	479件	2.0人
20代 区分3	570件	6.9人	60から64歳 区分5	422件	1.3人
20代 区分4	587件	7.9人	60から64歳 区分6	432件	1.2人
20代 区分5	550件	7.0人	65歳以上 区分なし	612件	9.3人
20代 区分6	565件	8.0人	65歳以上 区分1	435件	0.7人
30代 区分なし	508件	4.0人	65歳以上 区分2	503件	2.2人
30代 区分1	405件	0.8人	65歳以上 区分3	510件	2.5人
30代 区分2	511件	3.5人	65歳以上 区分4	465件	1.9人
30代 区分3	568件	5.9人	65歳以上 区分5	430件	1.3人
30代 区分4	543件	6.3人	65歳以上 区分6	455件	1.6人
30代 区分5	526件	5.2人			
30代 区分6	529件	5.5人			

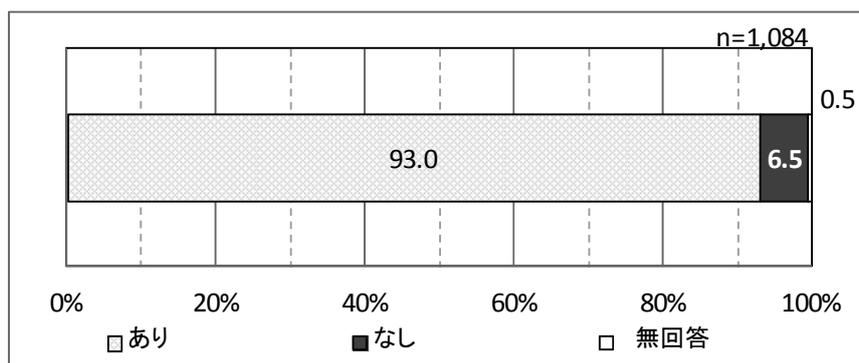
3) 利用者負担等の有無

「利用者負担の有無」

利用者負担の状況を見ると、「あり」が93.0%であった。また、その割合としては、平均値1割、利用者負担の上限は平均値29,615円であった。

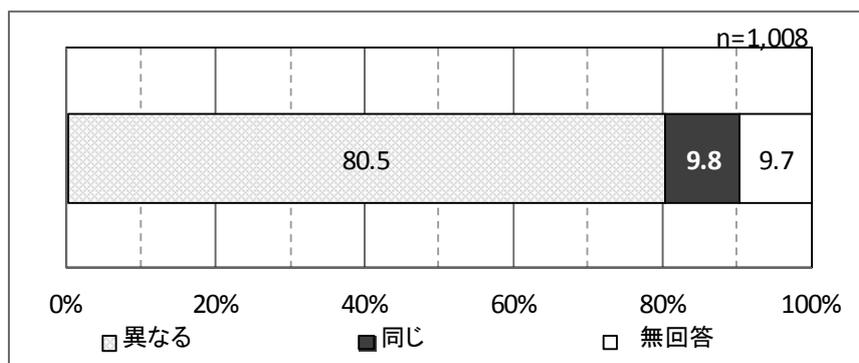
さらに、利用者負担がある場合、世帯収入による利用者負担額（割合）の違いを見ると、「異なる」と回答した自治体の割合は、80.5%であった。

図 3-3 利用者負担の有無(単数回答)



	調査数	平均値	最小値	最大値
利用者負担がある場合の割合	921件	1割	0割	9割
利用者負担がある場合の上限	452件	29,615円	0円	37,500円

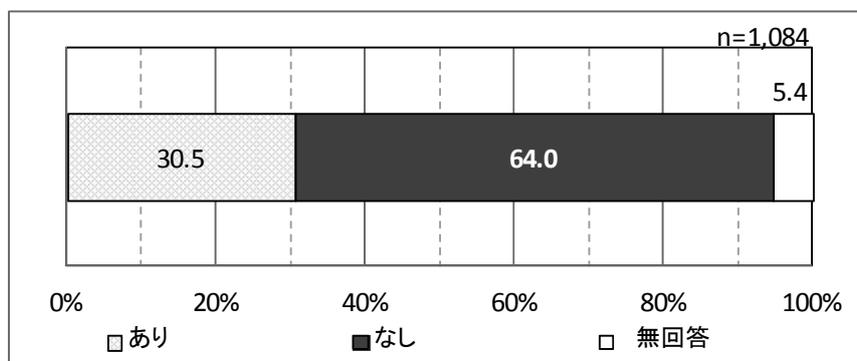
図 3-4 世帯収入による利用者負担額(割合)の違い(単数回答)



「利用者負担以外の自己負担」

利用者負担以外の自己負担の有無についてみると、「なし」が64.0%であった。

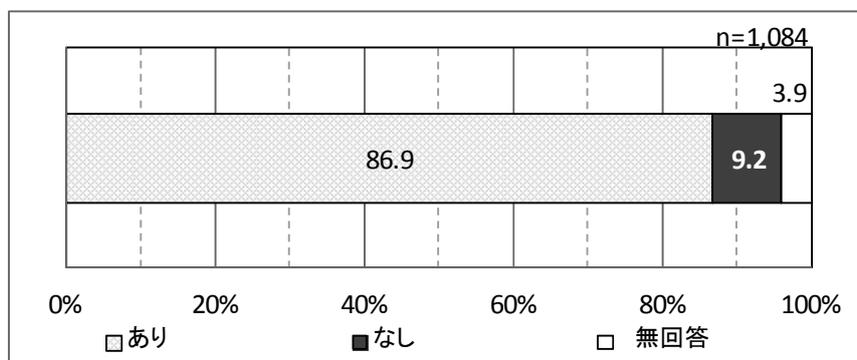
図 3-5 利用者負担以外の自己負担の有無(単数回答)



4) 支給決定の有無

支給決定についてみると、「あり」とした回答が86.9%であった。またその総時間は、平成27年4月時点で平均値1,366時間、支給総額は平均値3,239,544円であった。

図 3-6 支給決定の有無(単数回答)



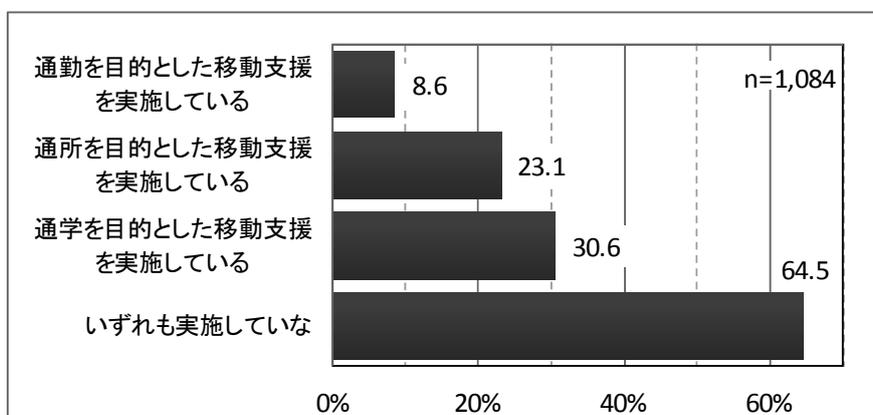
	調査数	平均値	最小値	最大値
支給決定がある場合の総時間数 (平成27年4月)	841件	1,366時間	0時間	47,497時間
支給決定がある場合の支給総額 (平成27年4月)	694件	3,239,544円	0円	238,594,560円

4. 「移動支援事業」のうち、通勤・通所・通学を目的とした移動支援の実施状況

1) 通勤・通所・通学を目的とした移動支援の実施状況

通勤、通所、通学を目的とした移動支援の実施状況を見ると、「通勤を目的とした移動支援を実施している」が 8.6%、「通所を目的とした移動支援を実施している」23.1%、「通学を目的とした移動支援を実施している」30.6%であった。一方、「いずれも実施していない」が 64.5%であった。

図 4-1 通勤・通所・通学を目的とした移動支援の実施状況（それぞれ実施している割合）



2) 利用要件の有無

利用要件についてみると、「通勤の利用要件あり」とした割合は、84.9%、「通所の利用要件あり」が 82.4%、「通学の利用要件あり」では 84.6%であった。

利用要件ありと回答した自治体について、その目的を尋ねたところ、「通勤の利用要件の内容」では、「訓練目的」65.8%、「緊急時」51.9%、「その他」12.7%であった。「通所の利用要件の内容」では「緊急時」53.9%、「訓練目的」40.8%、「その他」35.0%、「通学の利用要件の内容」は、「緊急時」60.1%、「訓練目的」35.2%、「その他」33.1%であった。

図 4-2 通勤・通所・通学の利用要件の有無（それぞれ利用要件ありの割合）

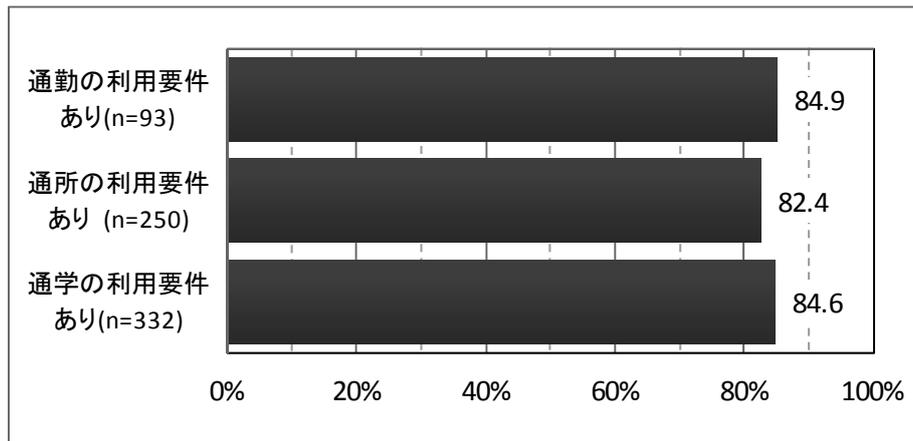
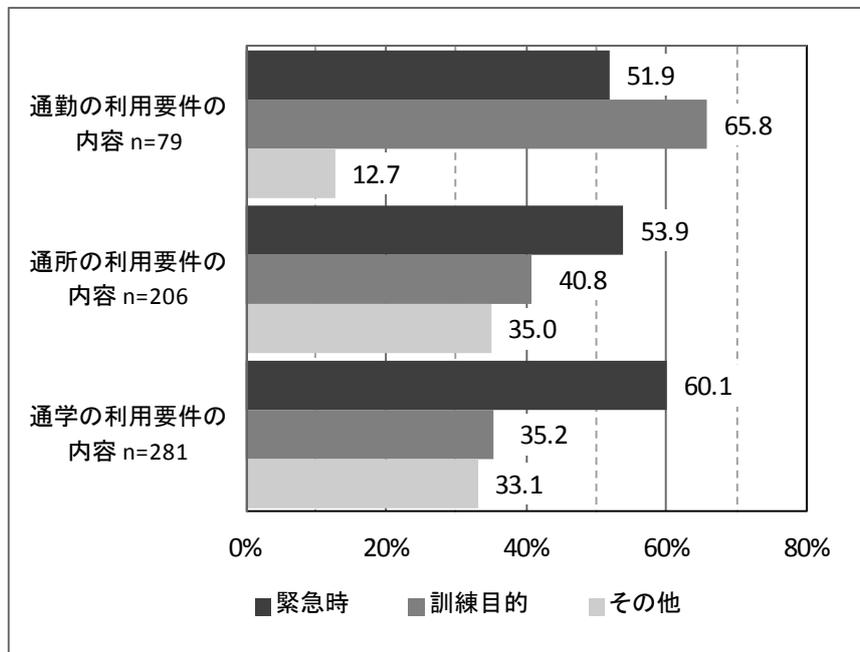


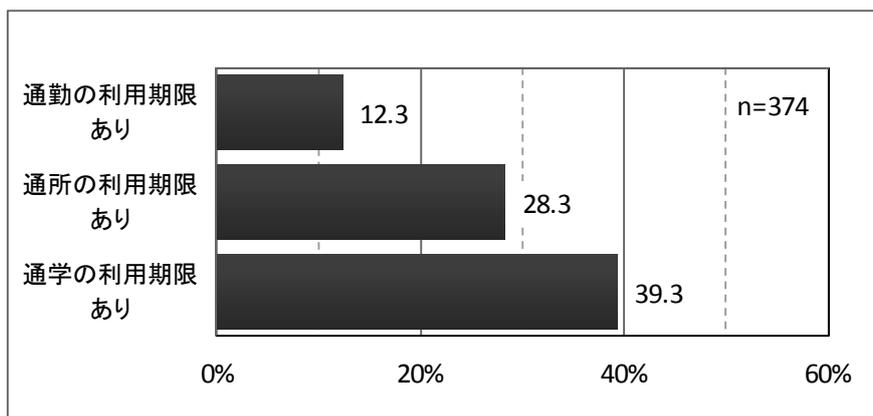
図 4-3 通勤・通所・通学を目的とした利用要件の内容（それぞれ該当する割合）



3) 利用期限の有無

利用期限についてみると、「通勤の利用期限あり」が12.3%、「通所の利用期限あり」28.3%、「通学の利用期限」では39.3%であった。

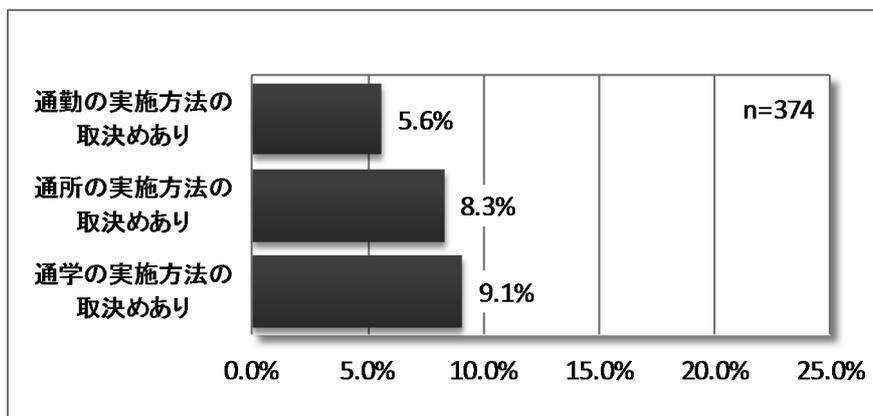
図 4-4 利用期限の有無 (それぞれ該当する割合)



4) 利用要件を「訓練目的」としている場合、実施方法の取決めの有無及び内容

利用要件を「訓練目的」としている場合の実施方法をみると、「通勤の実施方法の取決めあり」が5.6%、「通所の実施方法の取決めあり」8.3%、「通学の実施方法の取決めあり」では9.1%であった。

図 4-5 利用要件を「訓練目的」としている場合の実施方法 (それぞれ該当する割合)



5) 利用者の通勤・通所・通学別の利用者数

利用者の通勤・通所・通学別の利用者数の平均値をみると、以下の通りであった。

図 4-6 利用者の通勤・通所・通学別の内訳

(値：平均値、n=1,056)

	通勤	通所	通学			計
			小学校	中学校	高等学校	
区分なし	0.1 人	1.4 人	0.2 人	0.3 人	0.2 人	1.9 人
区分1	0.0 人	0.1 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	0.1 人
区分2	0.0 人	0.5 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	0.5 人
区分3	0.0 人	1.2 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	1.4 人
区分4	0.0 人	2.0 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	2.4 人
区分5	0.0 人	1.7 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	2.3 人
区分6	0.0 人	2.4 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	2.9 人
障害児	0.0 人	3.6 人	7.2 人	4.1 人	4.0 人	15.7 人
合計	0.1 人	7.5 人	5.6 人	3.2 人	3.1 人	15.4 人

6) 利用者の利用目的別の人数

利用者の利用目的別人数をみると、以下の通りであった。

図 4-7 利用者の利用目的別の内訳

(値：平均値)

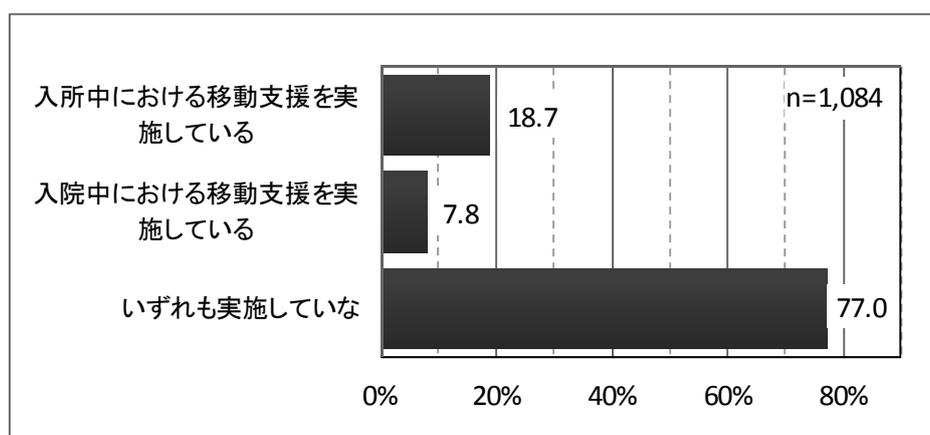
	調査数	平均
利用者の利用目的別の内訳 通学 小中学校	374件	4.6人
利用者の利用目的別の内訳 通学 高校・大学	374件	1.9人
利用者の利用目的別の内訳 通所 障害児童通所支援	374件	1.5人
利用者の利用目的別の内訳 通所 指定障害児(者)福祉サービス	374件	3.4人
利用者の利用目的別の内訳 通勤 会社等	374件	0.0人
利用者の利用目的別の内訳 その他	374件	9.9人
利用者の利用目的別の内訳 合計	374件	20.8人

5. 「移動支援事業」のうち、障害者支援施設への入所・入院中における移動支援の実施状況

1) 障害者支援施設への入所・入院中における移動支援の実施の有無

障害者支援施設への入所・入院中の移動支援の実施状況を見ると、「入所中における移動支援を実施している」18.7%、「入院中における移動支援を実施している」7.8%であった。いずれも実施していないと回答した割合は、77.0%であった。

図 5-1 障害者施設への入所・入院中における移動支援の実施状況（それぞれ該当する割合）



2) 入所中・入院中の利用者数

入所・入院中の利用者数の平均値をみると、以下の通りであった。

図 5-2 入所・入院中の利用者数（平均値）

(値：平均値、n=1,119)

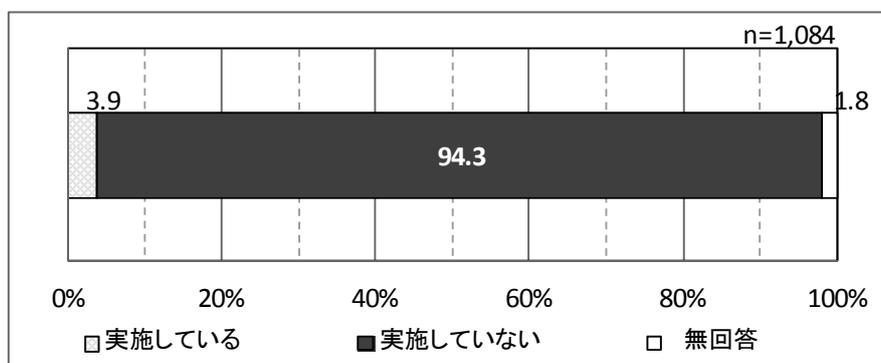
	障害者支援施設への入所中	入院中
区分なし	2.3 人	0.2 人
区分1	0.1 人	0.0 人
区分2	0.5 人	0.1 人
区分3	1.0 人	0.0 人
区分4	1.2 人	0.0 人
区分5	1.5 人	0.0 人
区分6	3.2 人	0.2 人
障害児	0.1 人	0.0 人
合計	4.8 人	0.2 人

6. 「移動支援事業」のうち、「通年かつ長期にわたる外出」に該当する移動支援の実施状況

1) 通所・通学以外で「通年かつ長期にわたる外出」に該当する移動支援の実施状況

通所・通学以外で「通年かつ長期にわたる外出」に該当する移動支援の実施状況をみると、「実施していない」が94.3%であった。

図 6-1 通所・通学以外で通年かつ長期にわたる外出に該当する移動支援事業の実施状況
(単数回答)



7. 自由回答結果

1) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」の単価設定にあたっては、どのような考え方に基づいて設定したか

〔主な回答内容(件数の多い順)〕

- 個別給付の単価を参考にして設定した(527件)。
 - ・障害福祉サービスの居宅介護サービスを参考にし、同等若しくは近似値に設定(通院等介助・身体介護・家事援助・外出支援を含む)。
 - ・個別給付のサービスを参考にし、同等もしくは近似値に設定。
 - ・同行援護のサービスを参考にし、同等もしくは近似値に設定。
 - ・外出介護を参考に設定。
 - ・介護給付費を参考に設定。
 - ・国の基準を参考に設定。
 - ・行動援護を参考に設定。
 - ・同種・同類サービスを参考に同程度に設定。
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に沿って設定。
 - ・障害者自立支援法の考え方に基づき設定。
 - ・重度訪問介護を参考に設定。
- 近隣・周辺、同規模等の市町村(圏内)を参考に設定、協議・調整(165件)。
- 旧制度を参考に設定(35件)。
 - ・支援費制度(移動介護等)を参考にし、同等若しくは近似値に設定。
- 都道府県の基準を基に設定(6件)。
- 委託先との協議、委託先が決定(5件)。
- 利用者の負担や状態を考慮して設定(5件)。
- 自治体独自の裁量・基準により設定(5件)。

2) 通所・通学以外で「通年かつ長期にわたる外出」を実施している場合の、支援対象場面(もしくは利用条件)

〔主な回答内容(件数の多い順)〕

- 通院(11件)
 - ・通院時。
 - ・通院が困難な時。
- 余暇活動、社会参加活動(9件)
 - ・サークル・趣味・レクリエーション(余暇活動)。
 - ・申請時に協議(応相談)。
 - ・社会参加活動。
- 特別な理由がある場合(6件)
 - ・特別な理由がある場合。
 - ・市長が認めた場合。
- 人工透析患者(1件)。
- 外出困難(1件)。
- 送迎困難(1件)。

3) 「移動支援事業」が個別給付に移行することを想定した場合の課題

〔主な回答内容(件数の多い順)〕

- 事業所の数、内容、規模の不足(90件)
 - ・事業所がない(少ない)、遠い。
 - ・事業所の内容・規模に不足がある。
- 基準、要件等の設定、判定(73件)
 - ・統一されたシステムや基準・ガイドライン、制度・取り決め。
 - ・利用における制約・制限、要件。
 - ・上限額・時間の設定。
 - ・利用対象の判断・判定の難しさ。
 - ・移動時、移動時以外の費用・請求。
 - ・移動や移送・運送の許可や請求の制度変更。
- 多様化するニーズへの対応(60件)
 - ・多様化するニーズ・障害への対応。
 - ・ニーズ(利用者の減少)が少ない、ニーズに合わないことへの対策。
 - ・支給料・時間増加や内容追加の要望。
 - ・移動に対する環境整備及びサポートする補充移送サービスの充実。
 - ・対象内容の見直し、拡大。
- 人材、スキルの不足(35件)
 - ・人材・スキルの不足。
- 財源確保(10件)
 - ・財源確保。
- 制度の周知、情報提供(4件)
 - ・移動支援事業に関する目的等の十分な周知、情報提供。

4) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」に関する課題等

〔主な回答内容(件数の多い順)〕

- 多様化する要望やニーズ、緊急(変更)時等の利用方法への個別に対応したサービスの適用・拡大(145件)。
- 事業所の確保(内容の充実)(99件)。
- 統一のガイドライン・基準・規定・マニュアル・制度・範囲の作成(地域格差の是正)(173件)。
 - ・事業・システム・制度・体制・基準・要綱についての見直し、検討・確立。
 - ・利用者負担等を考慮した単価設定のあり方。
 - ・障害福祉サービスの「行動援護」及び「同行援護」サービスと地域生活支援事業の「移動支援」のすみわけ、介護福祉サービスとの兼ね合い。
 - ・上限の設定。
 - ・算定方法、事務処理に時間や手間を要する。
- 予算や財源(補助金)等不足・確保(79件)。
- 人材・スキルの不足や確保(低報酬)(54件)。
- 社会資源・移動手段等の整備(20件)。
- 制度・事業内容の周知・明確化(15件)。
- 利用者数の確保(11件)。
 - ・利用者の固定化、利用者間でのばらつき。
- 不正や誤請求への対策・審査(9件)。
 - ・利用内容や実態、目的、評価に関する詳細なチェック。
- ニーズがない(5件)。

5) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」を実施していない理由

〔類似内容の回答(件数の多い順)〕

- 委託事業所が近くにない(14件)。
 - ・人員不足。
 - ・体制が整っていない。
- 利用(対象)者がいない(ニーズがない)。または少ない(8件)。
- 予算・財源の確保が困難(3件)。
- 本来は他事業、他制度で対応するべきものだと考える(1件)。
- 公共交通機関がなく利用しづらい(1件)
- 総合支援法、介護保険法との兼ね合い(1件)。
- 代替サービスがあるため(1件)。
- 同行援護や行動援護を利用しているため(1件)。

Ⅲ. インタビュー調査結果

1. 目的

アンケート調査回収後、地域生活支援事業に基づく移動支援事業を実施しており、その利用目的として通勤・通所・通学、障害者施設へ入所中・入院中、通年かつ長期にわたる外出も含めている 5 自治体を対象に、移動支援事業の実施状況、課題等について具体的に実態把握を行うことを目的にインタビュー調査を実施した。

2. 対象およびインタビュー項目

○対象

対象	人口規模 (平成 27 年 4 月時点)
A 町	約 12,000 人
B 市	約 160,000 人
C 市	約 85,000 人
D 市	約 78,000 人

○インタビュー内容

- ・移動支援事業の実施状況について
- ・地域支援事業における移動支援事業の利用対象、料金等を設定された際の考え方
- ・移動支援事業を実施していく上での課題
- ・移動支援事業が個別給付に移行した場合に想定される課題、意見等

3. 結果

A 町

○移動支援事業の実施状況について

本町は平成 18 年より、地域生活支援事業に基づいた移動支援事業を実施している。障害者等の地域での自立生活および社会参加を促すことを目的として、主に障害者の余暇活動（映画や買い物等）に利用されている。

要綱上の事業内容は「障害者等の社会生活上必要不可欠な外出」と「余暇活動等の社会参加のための外出」の際の移動支援とされている。ただし運用上は、可能な限り利用者のニーズに対応できるよう、移動支援の目的を絞らず事業所が対応可能な範囲で柔軟に対応している。

基本的にはマンツーマンの個別支援型のサービスを提供している。グループ支援は利用実績がほとんどないが、要綱上 3 人までは利用が認められている。ただし、屋外での活動が著しく困難な身体障害者や障害支援区分 3 以上で行動障害をもつ知的・精神障害者等は利用対象外である。

移動支援事業のサービス利用を認める外出と認めない外出の基準は本町としては特に設けていない。申請があれば個別に判断しているが、利用を認めなかった事例はここ数年間存在しない。

移動支援事業は 3 ヶ所の委託事業所でサービスが提供されている。それらの事業所は全て、身体・知的・精神障害者に対する個別支援とグループ支援を実施できる。ただし、知的障害者であれば A 事業所、精神障害者であれば B 事業所、というように事業所によって得意分野が存在する。

本町の障害者の移動手段としては、移動支援事業や居宅介護等の個別給付を利用する他、生活サポート事業（詳細は後述）や、社会福祉協議会が実施している福祉有償運送といった選択肢がある。中にはそれらを組み合わせて利用する方もいる。

その他、本町では町営バスを運行させており、各種障害者手帳を提示することにより無料で乗車できる。町営バスは運行間隔が狭く、経路が異なることから、路線バスよりも利用者が多い。

利用手続きの流れは以下の通りである。まず利用希望者は、利用申請書を町役場で提出する必要がある。次に、その申請書の内容は担当者によって審査され、利用の可否が決定される。利用が認められる場合は、利用者票が利用希望者に交付される。そして利用希望者は、利用者票を事業所に提示し移動支援サービスの利用を直接依頼する。

申請から支給決定までの期間は 1~2 週間と短い。急ぎの用で申請する利用希望者が多いので、手続きに時間をかけ過ぎないようにしている。

利用者票の有効期間は、同年度の3月31日までであり、継続を希望する場合は翌年度の4月1日に更新する必要がある。更新時には、担当部署から利用者に事前に通知を出し、翌年度の利用意向を確認するようにしている。

余暇活動を目的とした利用は休日に多く、特に夏休みや冬休みといった学校の長期休暇は利用が増える傾向にある。

難病の方が移動支援事業を利用することはあまりない。交通費の補助が出るので、生活サポート事業を使うケースは見られる。

○地域生活支援事業における移動支援事業の利用対象、料金等を設定した際の考え方

同事業の利用対象者は、本町に住所を有する者または本町による自立支援給付決定を受けている者のうち、以下のいずれかに該当する者としている。ただし、他の市区町村による自立支援給付決定を受けている者、施設入所者及び法に基づく介護給付事業の重度訪問介護対象者及び行動援護対象者を除く。

- ✓ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者(児)、全身性障害者(児)及び肢体不自由1級、2級の児童又はこれに準ずる者
- ✓ 県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- ✓ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和32年法律第164号)第15条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- ✓ 医師により発達に障害があると診断された者(診断書は不要)
- ✓ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

平成27年4月の利用実績は、知的・精神障害者が多い一方、身体障害者の利用がない。これは身体障害者の場合、移動支援事業ではなく生活サポート事業を使うことが多いからだと考えられる。

生活サポート事業は、在宅の身体・知的・精神障害者(児)を対象に、認定団体が送迎サービス、外出の援助等を行うものである。高齢で運転ができなくなった身体障害者や、車をもっていない障害者が、生活サポート事業で送迎を依頼するケースが多い。

本町では、通所・通学・通院についても移動支援の対象としている。通所は、平成27年4月時点で7名が利用している。通学目的の利用者はいない。通院は、5名が利用している。

居宅の通院介助など、個別給付でも移動目的に使える部分があるが、個別給付の利用には

区分認定が必要で申請に時間がかかるという理由から、移動支援事業の利用を希望する人も多い。一方で、障害の程度が重い人は区分認定を既に受けているため、移動支援事業を通院で利用する方は軽度の障害の方が多い。

通所や通学に関しては、利用条件や利用方法を制限せず、その方の事情に応じて個別対応している。もっとも、利用人数が限られているから、個別に柔軟に対応できているとも言える。

利用単価の設定根拠は、当時の担当者がもういないため不明であるが、現在の利用単価は以下の通り（利用者負担分 1 割の額）である。なおグループ支援の場合は、人数に応じて利用料が 6 割～8 割に減額される。また、屋外での活動が著しく困難な身体障害者や障害支援区分 3 以上の知的・精神障害者等については利用料がやや増分されている。

日中（午前 8 時～午後 6 時）	30 分当たり 75 円
夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）	30 分当たり 93 円
早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）	
深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）	30 分当たり 112 円

生活保護受給世帯や町民税非課税世帯であれば、利用者負担は免除される。そのほか低所得層についても 1 か月の利用料の上限が定められている。本町では、移動支援事業の利用者の約 70%が非課税世帯であり、利用者負担を免除されている。

利用単価や前述の利用対象等の条件は、近隣自治体と揃えている。3 ヶ所の委託事業所は、本町だけでなく近隣自治体の住民も利用しているから、近隣自治体と利用単価が異なると同地域内で公平性に欠けることになるため、足並みを揃えるようにしている。

なお、近隣自治体と足並みを揃えることによって本町のニーズに合わせた柔軟な対応が取りにくくなる、といった問題は生じていない。

本町では移動支援事業の利用時間に上限を設けていない。ただし、利用時間の多い通所目的の利用者でも、月 20 時間以内に収まっている。

○移動支援事業を実施していく上での課題

国に対しては、移動支援事業の利用可否を判断するための基準を明確にして欲しいと感じている。本町では、利用申請が「社会通念上適当でない」外出に該当するかどうか、個別に理由付けを行い対応している状況であり判断に困るときもある。とはいえ、明確な基準が定まると本町の利用者にとっては利用目的の幅が今より狭くなってしまうと考えられるから、悩ましい問題である。

65 歳を迎えた段階で、障害福祉サービスから介護保険を優先する仕組みとなっているが、要介護度に応じた限度額内で十分なサービスを受けられず、障害福祉のサービスの上乗せを希望する人が出てきている。現在のところ、本町の移動支援事業は利用者数も少なく受け入

れできているが、今後利用希望者が増加するのではないかと懸念している。

移動支援事業の周知方法としては、利用申請者に対してリーフレットを配布しているが、認知度は必ずしも高いとは言えない。移動手段等の相談に町役場を訪れた際に、はじめて同事業の存在を知る方もいる。

○移動支援事業の一部個別給付化、移動支援事業と個別給付の役割分担に関する意見

個別給付化を想定した場合、まず懸念されるのは事務量の増加と、臨機応変な対応が難しくなることである。利用申請者は、同事業を早急に利用したいと希望するケースが多いため、本町としてはできる限り迅速に対応し、短期間で発行するようにしている。しかしながら、個別給付に移行するとなると、事務手続きに一定の時間を要することが見込まれるため、利用者を長期間待たせてしまうかもしれない。

また本町では低所得の利用者が多く、個別給付に移行した場合は単価も値上がりになるだろうから、経済的な理由で移動支援が利用できなくなってしまうことも予想される。

メリットとしては、これまでの移動支援事業で対応できなかったことが可能となる点が挙げられる。本町は特別支援学校からのスクールバスの運行があるが、自宅からバス停まで距離があり、その送迎を負担に感じるとの声も挙がっている。通勤通学の訓練が個別給付化するならば、活用できると考えている。(通学等の移動支援は教育分野の合理的配慮との関係があり、移動支援事業で行うことの是非については議論があることについて) 実際に移動に困って相談に来る障害者がいる以上、本町としては自治体の判断で柔軟に活用できる移動支援事業を使って対応すべきだと考えている。

○概要

本市は、平成 18 年の障害者自立支援法施行と同時に、地域生活支援事業に基づいた移動支援事業を実施した。当時は身体障害、知的障害、精神障害の者を対象としていたが、平成 25 年に施行された障害者総合支援法の施行と同時に、本市では難病等疾患者をサービス対象者に含むこととした。

本市における指定事業所数は、平成 27 年 4 月時点で 44 か所である。移動支援事業の利用者数は、身体障害が 245 名（うち視覚障害 61 名）、知的障害が 104 名、精神障害 40 名、行動障害 0 名、難病等 4 名で、合計 389 名である。利用者の年齢層内訳は、10 代未満の障害児 22 名、10 代障害児 50 名、20 代障害者 14 名、30 代障害者 7 名、40 代障害者 28 名、50 代障害者 26 名、60~64 歳障害者 14 名、65 歳以上障害者 147 名である。

利用者負担は 1 割で、上限は 18,600 円（世帯によって異なる）。支給総時間は、年間 480 時間（視覚障害者は 600 時間）である。

「移動支援事業ガイドライン」を作成し、利用者に適宜配布している。本市のガイドラインでは、障害者及び障害児が円滑に外出し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう社会参加を支援することにより、福祉の増進を図ることを目的と記している。

○サービス利用対象者

利用対象者は以下の通りで、障害者総合支援法の対象者と同様にしており、具体的には以下の者がサービスを利用できる。

- ✓ 身体障害者は、身体障害者手帳を所持している者。
- ✓ 知的障害者は、療育手を帳所持または知的障害と判定された障害者及び障害児。
- ✓ 精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳を所持、または精神障害を事由とする年金受給、自立支援医療（精神通院医療）を受給している障害者及び障害児。加えて診断書で精神障害の診断を受けている者。
- ✓ 難病対象となる疾病（332 疾患）による障害のある者。

○提供するサービスの内容

内容としては、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出の際に、ヘルパーが付き添い、個別に外出を支援するものである。外出のための身支度等も移動支援に含んでいる。ただし、営業活動に関わる外出、障害者総合支援法上の介護給付等に位置づけられるサービス（通院介助）、保育園等への通園等、社会通念上適当でない外出は除いている（これら除外規定については、個別に判断している）。移動の方法は、徒歩または公

公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用する。外出先において、継続して排泄、食事、更衣等の介助、金銭の支払い、計算の支援、代読、代筆見守り等の介助を提供している。

介護保険の場合、生活援助という面で買い物への同行が一部認められている。ケアプラン上、援助に位置付けられる介護保険サービスの外出も優先されている。外出の際、保護者だけでは介助が困難な場合も利用可能である（多動、行動障害のある障害児等、保護者のみでは移動するのが困難な場合は、移動支援の併用も可能）。重度訪問介護の支給決定を受けた者は、重度訪問介護を優先する。

行動援助の支給決定を受けた者は、行動援助を優先する。ただし、行動援助は1日の上限が8時間までであるため、それを超えてサービスが必要である場合は移動支援の利用が可能である。障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付、児童通所給付等）、日中一時支援事業または介護保険サービスを利用している時間帯は利用できない。デイサービス中は利用不可としている。

○「利用できる外出」と「利用できない外出」の区分

本市のガイドラインでは、「利用できる外出」と「利用できない外出」について明確に区分している。「利用できる外出」は大きく分けて2つあり、1つは「①社会生活上不可欠な外出」である。もう1つが「②余暇活動等社会参加のための外出」である。

①社会生活上不可欠な外出とは、以下の通りである。

- ✓ 突発的な通院や、突発的な市役所等の行政公共機関や金融機関の手続き（居宅介護、通院等介助の支給決定者で、自宅から行く場合は居宅介護・通院等介助）。
 - ・通院の際の医療機関内における（病院、診療所等）移動。突発的な通院はプランに組み込めないものが多々あるため、移動支援でも対応している。家から病院までの通院介助後も、資格のあるヘルパーであれば病院内の移動、または病院間の移動も可能としている。移動支援で切れ目ないサービスを提供している。
 - *1日に複数の病院を受診する場合の、医療機関から他の医療機関への移動。
 - *施設・学校等、自宅以外から行く場合の通院。
 - *参政権にかかる投票所への送迎。
 - *各種団体の行事や会合等公的行事への参加。
- ✓ 学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会の参加。
- ✓ 本人同伴の買物。
- ✓ 工賃や収入が発生しない職場実習、職場体験、職業訓練等の参加。
- ✓ 地域の自治会、婦人会、こども会等行事、祭りへの参加。
- ✓ 冠婚葬祭への出席。
- ✓ 行動援助の支給決定を受けている者で、1日8時間を超えるサービスが必要な場合。また、余暇活動等社会参加のための外出でも利用が可能となっている。具体的には以下の

ようなものである。

- ・講演会、博覧会、美術館、文化教養講座等への外出。
- ・トレーニングジムやプール等のスポーツ施設や公園等への外出。
- ・友人・親戚等の自宅訪問。
- ・外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等への外出。

②利用できない外出は、以下の通りである。

- 1) 営業活動等の経済活動に関わる外出（※ただし、新しい通勤先に慣れるまでの期間などについては利用可能な場合がある。その場合、相談支援事業所の作成する支援計画等に基づき、内容や期間について個別に判断する）。
- 2) 障害者総合支援法上の介護給付等に位置付けられるサービス。
 - ✓ 送迎サービスのある障害者及び障害児施設等への通所（ただし、送迎サービスを利用できないやむを得ない理由のある場合を除く）。
 - ✓ 持病等による定期的な通院（定期的な通院や自宅からの通院は、居宅介護・通院介助）。
- 3) 保育園等への通園等。
 - ✓ 保育所、幼稚園、特別支援学校、学童、小中学生の通園・通学（ただし、保護者の疾病や入院等により、介助が困難な場合は、利用可能（就労証明、診断書、理由書を提出した上で事前に市の許可が必要））。
- 4) 社会通念上適当でない外出。
 - ✓ 布教活動や勧誘等の宗教活動（ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加、一般的に行われる初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等の宗教行事は利用可能）。
 - ✓ 政治活動（ただし、投票の参考にするための演説会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は利用可能）。
 - ✓ その他、社会通念上適当でないと判断される場所

本市では、利用できる外出の種類が幅広く、柔軟に設定していることが特徴であるが、これは利用者の要望を反映したものである。

○サービス支給量

移動支援を利用できる時間は、下表を基準として支給決定する。

年間利用限度時間	
視覚障害者・児	600 時間
上記以外の障害者・児	480 時間

移動支援事業は、施行当初は障害児を主な利用者と想定して策定したものである。子どもの生活には夏休み・冬休みといった長期休暇が複数回あり、月ごとのサービス利用計画を立てることが難しいであろうと想定し、4月～3月の年度区切りを利用した。こうした対応により、通常年間 480 時間（40 時間／月）、視覚障害者は年間 600 時間（50 時間／月）と、比較的自由に利用できる仕組みとしている。

○利用者負担金の基準単価

原則として、サービス料の 1 割を利用者が負担する。基準単価は下表の通り。

	市民税課税世帯※1		市民税非課税世帯※1
	身体介護を伴う場合 ※2	身体介護を伴わない 場合※2	身体介護を伴う・ 伴わない場合
30 分	240 円	—円	0 円
1 時間	400 円	240 円	0 円
以後 30 分増すごとに	170 円	120 円	0 円
<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護の支給決定を受けている者で、1 日 8 時間を超えるサービスが必要な場合の移動支援の単価については、8 時間までは行動援護の単価を適用し、以後 30 分増すごとに、身体介護を伴う場合は 170 円、身体介護を伴わない場合は 120 円を加算した額とする。 ・市民税課税世帯で、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を併せて、1 か月当たりの利用者負担金が 18,600 円を超えた場合は、還付される。 			

※1「世帯」については、障がい児（18 歳未満）の場合は住民基本台帳での世帯、障がい者（18 歳以上）の場合は本人の課税状況とする。

※2「身体介護を伴う・伴わない」については、申請時の聞き取り調査等において、次の判断基準により下記の通り区分を認定する。

①障がい者の判断基準

障害支援区分が 2 以上または視覚障がい者手帳所持者で、かつ、申請時の聞き取り調査項目について、1 が「できない」、または 2～5 のうち 1 つ以上が「見守り等」または「一部介助」または「全介助」、または 6～9 のうち 1 つ以上「あり」と判定された者。

②障がい児の判断基準

申請時の聞き取り調査項目について、1 が「できない」、または 2～5 のうち 1 つ以上が「見守り等」または「一部介助」または「全介助」、または 6～9 のうち 1 つ以上「あり」と判定された者。

〔調査項目〕

1.歩行	つかまらな いでできる	何かにつか まれば できる	できない	
2.移乗	できる	見守り等	一部介助	全介助
3.移動	できる	見守り等	一部介助	全介助
4.排尿	できる	見守り等	一部介助	全介助
5.排便	できる	見守り等	一部介助	全介助
6.パニックや不安定な行動	あり・なし			
7.てんかん発作等	あり・なし			
8.多動、注意欠陥による危険予 測の困難性	あり・なし			
9.視覚障がいによる歩行・移動 の困難性	あり・なし			
10. 特記事項				

基準単価の設定は、平成 18 年に通院介助の考えを踏襲したものである。それ以降大きな見直しはない。利用単価は、身体介護を伴うか伴わないかによって異なるが、これは身体に触れるかどうかだけを問題にしているわけではなく、介護内容によって単価を設定したものである。設定当初は、すべての単価を 1 時間単位で設定していたが、バス停まで送迎してほしい等、1 時間を要さない要望が多くあったため、身体的な介護を伴うものについては 30 分の単価を設定した。

一方、身体介護を伴わないケースは、単価を半分にしてほしいという利用者ニーズがなく、また 120 円という安価となるため、サービス提供事業所が引き受けるのが困難となってしまったため、30 分単価は設定していない。単価が上がれば、事業者の報酬が増えるが、その分利用者の負担が増える。もし、こうした要望があるようであれば、本市では自立支援協議会等の場で慎重に検討することとしている。

○サービス利用までの流れ

- ①市役所障がい福祉課にて申請、聞き取り調査の実施。
- ②郵送により、決定通知書及び利用者証の交付。
- ③（市に登録している事業所の中から）事業所を選び契約を結ぶ（事業所に利用者証提示）。
- ④サービス利用開始。

※申請及び決定は 4 月～翌年 3 月までの 1 年度単位で、毎年度手続きが必要。

○課題

本市においては、介護保険対象者が移動支援事業へ流入しており、これにともなって本市担当部署の業務量が膨大となっている点は大きな課題である。毎年 4 月の更新期に、移動支援事業の新規利用を申請する 65 歳以上の高齢者が急増している。その多くは、介護保険では

ケアプランに組み込みにくい、突発的な通院（突発的な通院とは、介護保険上、定期的通院として処理することはできないものを指す）、余暇を目的とした外出が多い。高齢者の移動支援のニーズは、身体的な理由、生活面において同居・独居を問わず申請者数が増加している。今後も引き続き高齢者の申請が増加することが予想される。これまでは、サービス利用者が65歳になった時点で、移動支援事業から介護保険へと移行していたが、現状は65歳以上の移動支援事業利用者数は増加の一途である。

本市では、指定事業所に対して、年1回集団指導を実施している他、年間、数事業所に対して実施指導を行っており、こういった指導を通じて基準の標準化を行っている。今後は、行動援護と同行援護をいかに給付するか、適用にやや困難を感じている。特に同行援護はサービス利用者・提供事業所ともに利用者数が低いレベルにある。利用者にとっては、本市の移動支援事業サービスの方が、個別給付による同行援護サービスよりも柔軟性が高いため、利用しやすいことが理由として考えられる。同時に、慣れたヘルパーに移動支援を依頼した方が安心であるという意識もあるようである。事業所にとっては、移動支援で十分経営が成り立っており、同行援護指定を取得する必要性を感じられないといったことが理由であると考えられる。同行援護については、折にふれサービス利用者の自宅訪問等を行い、本人に説明を行っているが、視覚障害といった障害の特性上、より丁寧な説明を行う必要があるとともに、理解を得るのに時間がかかることも必要であると考えている。しかしながら、少しずつではあるが、説明等取組の結果、同行援護の利用者は増えつつある。

さらに、本市は、国に先駆けて通学・通勤を移動支援サービスの対象としているが、行政による福祉サービスによる支援だけではなく、雇用主側による支援の拡充や、周知が徹底されていないと受け取っている。現状は、障害者個人が役所と相談の上、サービス利用の認定を受けているが、移動支援については、就労先企業が担う余地がある旨を情報発信し、フォロー等が必要ではないかと考える。

○移動支援事業を個別給付化することを想定した場合の意見

移動支援事業が個別給付に移行することを想定した場合、現場業務が混乱することが予想される。とは言え、移動支援の利用者ニーズは高いため、利用者にとっては大いにメリットとなるであろう。

一方で、インフラ等生活環境が異なるため、全国一律の個別給付ではカバーできないニーズが増えると考えられる。今後、各自治体は個別のニーズ対応を、自治体独自に検討する必要があるのではないかと考える。

○移動支援事業の実施状況について

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出支援のサービス（個別支援、グループ支援）を提供している。ただし、通勤、営業活動等の社会経済活動に係る外出、通念かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除外している。サービスの範囲としては、外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助などは認めている。

上記が基本的なサービス対象であるが、具体的な利用可否の判断基準は元来曖昧であり、自治体の裁量で利用可否の判断事例を積み重ねてきた。そうした過去の事例をもとに「移動支援事業 Q&A」という Q&A 集を作り、職員に配布している。この Q&A にも掲載されていない事例の申請があった場合には、その都度担当課の中で相談し合い、最終的には社会常識等に照らし合わせて判断している。

本市の移動支援サービスは、独自に行っていたサービス（障害児の保護者が、互いに子供の世話をして送迎も行う取組や、ボランティアによる送迎サービス）の基準を統一し、制度を整備することによってスタートした。このサービスが整備されたのは平成元年頃である。他の自治体では、重度身体障害者の運動団体が元々ボランティアで移動支援を行っており、制度化を自治体に要望し、移動支援のサービスがスタートした事例もある。

社会福祉協議会のボランティアによる送迎サービス等もあるが、毎日の利用等、定期的な移動支援が必要な場合には、ボランティアと利用者を安定的にマッチングすることができない実態にある。

利用手続きの流れとしては、利用希望者が利用申請書を提出し、市が審査の上、利用可否の決定通知書を申請者に交付している。

その決定通知書には時間数を記載しているが、利用用途等は必ずしも記載していなかった。そのため、利用目的に沿わない別の用途で、移動支援を利用している事例が散見された。そうした問題を背景に、平成 27 年度から計画相談支援を利用している人には、全員、サービス等利用計画の中に移動支援事業のサービスも位置づけるようにしている。これは計画相談支援事業所の厚意で実現しているものである。

こうした対応により、利用者に日頃接している職員が、個別の相談に応じつつ、利用者をモニタリングしながら支援できるようになった。この点は、全国の大規模自治体に共通した課題であると考えている。自治体によっては、利用内容まで個別に把握できないため、障害支援区分で画一的に支給決定時間数を決めているところもある。

また、移動支援事業のサービスについて利用方法や内容説明を障害者・児の生活実態を把握している相談支援員が行うことにより、従来よりも利用者や保護者の理解が得やすくなった。なお、支給決定時の利用目的と異なる用途での、緊急時の利用申請があった場合は、事後的に届出変更の提出により対応している。

○地域生活支援事業における移動支援事業の利用対象、料金等を設定した際の考え方

利用対象者は、以下の通りとなっている。

- ✓ 身体障害者手帳の交付を受けていて、重度の視覚障害者等または全身性障害により常時車椅子を利用するもの
- ✓ 療育手帳の交付を受けているもの
- ✓ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者であって、医療機関で受診中のもの
- ✓ 児童の対象年齢としては、学齢期からとし概ね 6 歳以上

最近では、中高生の知的障害者の利用が非常に増えている。これは子供たちの社会参加のために移動支援を使いたいという保護者のニーズがあるためと推察される。市としても、社会参加を目的とした利用は親離れのためにも必要だと考え、利用を認めてきた。

平成 27 年 4 月時点の利用者数について、10 代の障害児が 42 人利用しているのに対し、10 代未満の障害児の利用者数は 3 人とどまる。この理由は、未就学児は基本的に保護者が支援した方が良く考えているからである（自分の子供の障害を受け入れるためには、ある程度保護者自身が接する時間が必要ではないかという考え方である。ただし保護者の負担が重い場合や虐待等のケースは当然除く）。

本市では通勤目的での利用を認めていない。その理由は、本来は事業所側で対応すべきだと考えているからである。ただし道順を覚えるための訓練目的で利用を認めたことは過去に 1 件だけある。入院での利用も認めていないが、その理由は、居宅介護の通院等介助など利用できる別の個別給付のサービスがあるからである。

また通所、通学での利用は、緊急時や訓練目的のときのみ認めている。ほとんどのケースが通学時のバス停と自宅の間の移動支援である。実際に利用を認めている事例は保護者が仕事で対応できないケースや出産を控えている場合などに限られる。例外として、未就学児が医療型の児童発達支援センターに通うケースは、保護者が同行するよう要請されることが多いため、特別に利用を認めることもある。小学生以上の通学については基本的に学校が支援すべきものと考えている。

特別支援学校の送迎バスに乗れない医療が必要な子供は、基本的に保護者が送迎することになっている。親が仕事や出産、病気等で送迎をできない場合等にも、一時的な通学支援を認めている。学校側も通学に関して特に配慮はないことが多い。

重度の方、中度の方、軽度の方で比較すると、支給決定時間数はおおむね 20 時間/月程度であり、あまり変わらない。ただし、重度の方ご本人の意思で社会参加の機会が増えているというよりは、家族のレスパイトとして、通所施設を利用できない曜日（土日等）に移動支援事業を使うケースが増えたという印象がある。

利用単価は、移動支援事業が地域生活支援事業でスタートする時に、居宅介護の報酬単価

をそのまま設定した。当時のまま利用単価は変更していない。ただし、地域区分による加算分は除いている。利用単価は近隣自治体の単価も考慮しつつも、決め方に困っているため、国から目安を示して欲しいと考えている。近隣の大都市に合わせて単価を高くしようとしてもどこに合わせるのかが問題になる。単価を低くしようとするれば、事業所が離れてしまうことも懸念される。どちらも中小規模の本市にとっては課題である。自治体間の報酬単価の違いで、事業所が報酬単価の高い地域に集まったり、低い地域から離れたりするような傾向は実際には見られないが、懸念事項である。

利用者負担は1割であるが、利用者の多くの方が非課税世帯等であるため、負担額はない（未就学児がいる世帯はその限りでない）。

○移動支援事業を実施していく上での課題

市町村間で利用申請に対する判断基準を統一していくことが課題である。これに対しては、本市は、平成21年、移動支援事業の利用に関する詳細なQ&Aを作成し、利用申請に対する判断基準や、利用者の利用料金以外の負担（ヘルパーの食事代等）を統一化した。このQ&Aに従って、各種の利用申請判断を下している。

65歳以上であれば基本的に介護保険の訪問介護等が優先されるが、横出しで移動支援事業を利用する人も増えてきている。例えば、墓参りや病院へのお見舞い等を利用目的とすることが多い。知識を持っているケアマネージャーが、障害福祉サービスを利用するよう誘導していることもある。

事業所の質をどのように担保していくのか、その方策の検討が課題である。市内の事業所であれば把握しやすいが、近隣の自治体に所在する事業所をチェックする機会があまりない。小規模な自治体にとってこの点は課題であろう。現在は、事業所登録から6年が経てば再登録を求めており、その際、事業所の監査を行っている。また、大阪府が事業所のチェックを行うときに、同行し、確認することもある。

事業所によっては、従事者と雇用契約を結んでいない事例もあった。移動支援事業は、参入ハードルが低いため、質の低い事業者が参入しやすい。事業所登録の最低基準を国が示してくれればありがたい。

利用単価の設定方法に悩んでいるため、国が一律の基準を示していただけるとありがたい。

○移動支援事業の一部個別給付化、移動支援事業と個別給付の役割分担に関する意見

（訓練に限らない）通勤・通学の個別給付化を行うと、本市の人員規模では利用内容の詳細をチェックしきれないのではないかと考えられる。サービス等利用計画の中に移動支援事業を位置付けるといった対応をしなければ、行政としてモニタリングすることは難しい。

社会参加は本人だけではなく、家族やサポートをしてくれる周囲の人々の状況も判断基準に入ってくるので、基準を作ることは容易ではないと感じている。

通勤・通学の訓練は、個別給付化すると使えるようになる可能性があると考え。どこまでを訓練として認めるのか基準を出して頂ければ、自治体としてはありがたい。教育分野の合理的配慮との関係の整理を行う等、教育と福祉分野のサービスが重複しないように切り分けをして欲しいと考える。

○概要

本市は、屋外での移動が困難な障害者または障害児（以下「障害者等」という）について外出のための支援を行うため、平成 19 年 4 月 1 日より障害者等移動支援事業を実施している。障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としている。本市における指定事業所数は、平成 27 年 4 月時点で 46 か所である。事業所は介護事業者が 8 割を占める。利用者自身の要望により、特定の事業所を指定できる。

移動支援事業の利用者数は、身体障害が 7 名（うち肢体不自由 7 名）、知的障害が 45 名（うち行動障害 35 名）、精神障害 5 名（うち行動障害 3 名）、難病等 0 名で、合計 57 名である。利用者数は 65 人／月平均で、平成 19 年以降、利用者数の大きな変動（増加）はみられない。

利用者の年齢層内訳は、10 代未満の障害児 3 名、10 代障害児 14 名、20 代障害者 12 名、30 代障害者 9 名、40 代障害者 10 名、50 代障害者 5 名、60 代障害者 4 名である。

利用者負担は 1 割（生活保護は利用者負担なし）であり、1 回あたり 8 時間を限度とし、月あたりの上限時間は 20 時間である。平成 26 年度実績では、延べ利用者 729 名、延べ利用時間 7,641 時間、公費負担額 13,697,195 円であり、約 98%が上限に達している。

○サービス利用対象者

利用対象者は、以下のようにⅠ型とⅡ型に分けている（利用料金が異なる）。

✓ Ⅰ型

- ・療育手帳 B の交付を受けている知的障害者・児
- ・精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている精神障害者・児
- ・その他家族等の状況により福祉事務所長が必要と認めた者

✓ Ⅱ型

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている身体障害者・児のうち視覚障害、両下肢機能障害又は全身性障害である者
- ・療育手帳 A の交付を受けている知的障害者・児
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている精神障害者・児

移動支援事業の利用に際しては、利用者が申請書を提出し、行政が対象者に利用者証を発行するながれとなっている。

○提供するサービスの内容

個別支援型であり、料金設定は身体介護の有無で分かれている。利用者の大半は、土日の余暇、レジャー、買い物等を目的に利用している。レジャーの具体的な内容は、公園やショッピングモール等の近隣への移動が主である。本市内は公共交通機関が充実しており（私鉄、JRの駅が25km²圏に8駅ある）、電車移動に伴う利用も多い。

本市の移動支援事業では、通院、通所、通学等、通年かつ長期にわたるものは対象外としている。但し、付き添いの保護者が病気の場合等、一時的なものは個別に相談に応じる等、個別に対応するようにしている。

夏休みや冬休みといった学校の長期休業期間の利用ニーズが高く、支給時間の増加の要望が挙がっている。

○利用対象・料金等の設定の考え方

居宅生活支援費サービス事業制度の移動介護を基に、身体介護の必要の有無に応じて単価を設定している。障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであるため、単価設定においては、事業の利用希望者の心身の状況や利用についての意向等を総合的に勘案し、移動支援を真に必要とする人に幅広く利用してもらえるよう、比較的安価な単価設定を行った。なお、単価設定を行った平成19年より、単価の改定は行っていない。

本市には、委託契約に基づく指定事業所が46か所あり、うち8割は介護事業者である。利用者の希望する事業所を利用することが可能であるが、これは個々の障害の状況に理解の深い事業所がサービスを提供することで、利用者に安心して移動支援事業を利用してもらえるようにすることを企図している。

通院、通所、通勤、通学等は、移動支援事業の対象外であるが、その旨は利用者に対して申請時に説明を行い、納得を得ている。しかしながら、障害者の社会参加を促進するという意味で、就労の際等は、時限を設ける等、暫定的に利用できるよう柔軟に対応している。また、本市はデマンド交通（詳細は後述）を運営しており、デマンド交通により、通院、通所、通勤、通学等のニーズを一定程度満たしているのではないかと考えている。

<単価表>利用者負担はサービス料金の10%（生活保護世帯に属する場合は無料）

利用時間	費用の額（円）	
	I型	II型
0.5時間	800	1,500
1.0時間	1,500	3,000
1.5時間	2,250	4,500
2.0時間	2,950	5,300
2.5時間	3,650	6,100
3.0時間	4,350	6,900

利用時間	費用の額（円）	
	I 型	II 型
3.5 時間	5,050	7,700
4.0 時間	5,750	8,500
4.5 時間	6,450	9,300
5.0 時間	7,150	10,100
5.5 時間	7,850	10,900
6.0 時間	8,550	11,700
6.5 時間	9,250	12,500
7.0 時間	9,950	13,300
7.5 時間	10,650	14,100
8.0 時間	11,350	14,900

※8 時間以降の利用は 30 分経過毎、I 型は 700 円、II 型は 800 円加算

○移動支援事業を実施していく上での課題

「グループ支援型」

当初、本市の移動支援事業は、居宅生活支援費サービス事業制度をベースとした個別支援型で始まった。こうした経緯から、グループ支援型についてはノウハウを蓄積しておらず、グループ支援型の移動支援事業は行っていない。しかしながら、複数の軽度の知的障害及び精神障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供を検討していきたいと考えている。

グループ支援型の移動支援サービス提供における課題は、利用者に対応する支援者数の設定である。利用申請通過後、利用者は、事業者とやり取りを行い、サービスを利用するため、行政窓口が支援ニーズや支援状況の実態を把握しにくい仕組みとなっている。客観的なアセスメント情報や、利用実態把握が必要であると考えます。

「対象利用者の拡大」

精神障害者保健福祉手帳 3 級の者、難病患者の者、発達障害により移動・移乗に支援が必要と認められる者等も利用対象に含めるべきか、課題であると考えている。

発達障害のある児童より移動支援事業を利用したいという問い合わせが増加している。要綱上、手帳の有無が利用対象条件となっており、発達障害の者は除外されている。発達障害者の移動支援に対する利用ニーズはあるものの、療育手帳の発行基準に満たないケースや、療育手帳は取得したくないという個々の意見がある。

発達障害を移動支援事業の利用対象とする自治体もあり、将来的に対象者の拡大を検討したい。

「視覚障害、難病者の利用ニーズ」

視覚障害者は同行援護で移動ニーズをカバーできており、これまでのところ移動支援事業への利用申請はない。市内に難病指定を受けている者もいるが、これまでのところ利用申請はない。難病の場合は、利用者ニーズの個別性、支援時の留意事項の多様性が課題である。利用対象の範囲を設定するにあたっては検討が必要であると考えている。

○移動支援事業を個別給付に移行することを想定した場合の意見・課題

移動支援事業を個別給付に移行することを想定した場合、個別支援型・グループ支援型毎に利用者像を明確化する必要があると考える。また、サービスの質を確保するため、事業者に対し、以下の事項を実施していく必要があるのではないかと考える。

①「サービス管理責任者」による利用者毎の個別支援計画の策定

②共通のアセスメント項目により、利用者へのサービス内容の継続的な評価を行う

より廉価なコストで、できるだけ多くの人にサービスが提供されるよう、規制を見直す必要があると考える。個別給付に移行することを想定した場合、居住地域による格差が生じないよう、厚生労働省による全国的な支給基準またはガイドライン等の制定を望む。現状の地域支援事業のメリットは、自治体の裁量でサービス展開できることである。個別給付に移行した場合、サービスが画一化してしまう可能性があり、デメリットとなりうるかもしれない。

現状の地域生活支援事業は、自治体の裁量により事業を行っているため、自治体間で差があることも否めない。本市では、月の利用上限時間を 20 時間と設定しているが、本市と隣接する市には、月の上限が 50 時間といった手厚い事業を行っている自治体もある。また関東地方には、通学・通勤の利用を認めている自治体もある。しかしながら財政的に豊かではない本市では、手厚いサービスを提供することは現実的に難しい。

仮に、個別給付に移行することを想定した場合、提供するサービスが自治体間で差が生じないよう、均一化されるように、国に基本的なガイドラインを作成し、提示して頂きたい。

○デマンド交通

本市は、公募型プロポーザル方式で選定された業者（タクシー事業所）と委託契約を結び、デマンド交通を運行している。

利用ガイドラインは以下の通りである。

- ① 事前に利用者登録が必要である（氏名、住所、生年月日、電話番号）。利用者の登録条件は市内在住者であること。
- ② 利用する場合は、乗車の1週間前から当日30分前までに予約センターへ電話をする。聴覚障害者からは、FAXでの利用予約を受け付ける。
- ③ 市内のみ移動可能で、乗降場所は280か所。8台のタクシー車両が稼働し（うち1台

は 10 人乗り)、運行時間帯は平日 9:00~16:30 である。

- ④ 運賃は 1 回 200 円 (介助者も同額必要)。小学生は 100 円。小学生未満は無料 (小学生以下は保護者の同乗が必要)。

利用登録者は約 12,300 名で、うち平成 25 年 9 月の運用開始以来、1 回でも利用したことがある市民は 4,275 名である。複数回 (2 回以上) の利用率は 34%。平成 27 年 12 月末時点で、1 日平均 191 名が利用している。登録者の年齢は問わないが、実際の利用者は 65 歳以上が 7 割と、高齢者が多くなっている。通院やスーパーへの買い物といった目的が多い。10 歳未満は無料であり、保育園等の送迎を目的に利用するケースもある。

聴覚障害者からは、FAX での利用予約を受け付けることにしているが、実際は介助者が電話で予約している。

デマンド交通の運行時間帯は平日 9:00~16:30 であるが、これは民間バスの乗車率や、タクシー事業所の運営を圧迫しないように、通勤を目的とした利用ができないような設定とした。デマンド交通の利用状況は予想よりも多く、午前に予約が集中し予約が取れない状況も発生している。同事業開始当初は、無料のコミュニティバスからの移行もねらいの一つであったが、コミュニティバスの利用者数も多く、デマンド交通とは利用対象者が異なることから、現在は並行運営している。今後は、年齢や利用目的別に、コミュニティバスとの棲み分けを検討する可能性がある。

福祉施設も乗降場所にあり、同行援護を利用できない障害者等が利用することもある。本来デイサービスで送迎するところを、費用面で安価なデマンド交通を利用する市民もいるようである。委託先は、ケアタクシーの経験があり、介護車両を有する事業所である。現時点では 2 人/1 回の乗車率 (他の市町村では 1.3 人/1 回程度) である。高齢化による需要の高まり、障害者の社会参加のニーズに応える為に、対象者の絞り込みや、手帳の有無による割引等について、今後検討する必要があると考えている。

IV. 調査結果のまとめ

1. 移動支援事業の実施状況

1) 移動支援事業の実施状況（地域生活支援事業に基づく）

アンケート調査結果より、地域生活支援事業に基づく移動支援事業を実施している自治体は、96.1%であった。通勤・通所・通学を目的とした移動支援事業を実施している割合は、「通勤」が 8.6%、「通所」23.1%、「通学」が 30.6%であった。「通勤」、「通所」、「通学」のいずれも実施していない割合は、64.5%であった。

一方、障害者施設への入所・入院中における移動支援事業の実施状況をみると、「入所中」に実施している割合が 18.7%、「入院中」7.8%、いずれも実施していない割合は 77.0%であった。

通年かつ長期にわたる外出に該当する移動支援の実施状況については、実施している割合は 3.9%であった。

2) 事業実施体制

移動支援事業の委託事業所数をみると、1自治体平均 24.6 事業所であった。また、移動支援従事者の資格要件については、「介護福祉士」が 54.3%、「居宅介護従事者養成研修課程修了者(旧 1 級課程)、訪問介護員養成研修課程修了者(旧 1 級課程)」47.5%、「居宅介護職員初任者研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者、居宅介護従事者養成研修課程修了者(旧 2 級課程)、訪問介護員養成研修課程修了者(旧 3 級課程)」50.0%の順に多くなっていた。

3) 利用単価・利用者負担等

利用単価についてみると、「身体介護あり・肢体不自由者(児)日中」は、平均値 1,8656 円、「身体介護なし・肢体不自由者(児)日中」では、平均値 901 円であった。

利用者負担に関しては、「利用者負担あり」が 93.0%を占めた。利用者負担の割合の平均値は 1 割、上限額の平均値は 29,615 円であった。

単価設定の考え方では、「個別給付の単価を参考にして設定した」、「近隣・周辺、同規模等の市町村(圏内)を参考に設定、協議・調整」、「旧制度を参考に設定」の回答が多くなっていた。

4) 移動支援事業の実施上の課題

移動支援事業の実施上の課題に関しては、「多様化する要望やニーズ、緊急(変更)時等の利用方法への個別に対応したサービスの適用・拡大」、「事業所の確保(内容の充実)」、「統一のガイドライン・基準・規定・マニュアル・制度・範囲の作成(地域格差の是正)」、「予算や財源(補助金)等不足・確保」、「人材・スキルの不足や確保(低報酬の解消)」、「社会資源・移動手段等の整備」という指摘が、多くなっていた。

2. 移動支援事業を実施していない理由

アンケート調査結果より、地域生活移動支援事業に基づく移動支援事業を実施していない理由としては、「委託事業所が近くにない」、「利用(対象)者がいない(ニーズがない)、または少ない」、「予算・財源の確保が困難」といった意見がみられた。

3. インタビュー調査から得られた課題等

インタビュー調査より得られた得られた地域生活支援事業に基づく移動支援事業の課題についてみると、「利用目的・対象（移動支援事業の利用の可否）に関する全国統一基準が示されること」が指摘された、これは、地域生活支援事業に基づく移動支援事業が、多様なニーズに対応することができる柔軟性をもったサービスとして利用されている一方で、今後の需要増加を想定した場合、自治体単独で利用目的・対象を設定することは難しい側面があることが伺われた。なお、「移動支援事業の利用者の増加要因として、介護保険給付の下で移動支援に関わるサービスが保険給付の範囲で利用しにくい高齢者数の増加（要支援等のため給付上限額の範囲で移動の支援が提供される介護サービスを利用しにくい）」が指摘された。高齢者の利用目的としてと突発的な通院が多いことも指摘され、他制度との役割分担も課題であることが指摘された。また、移動支援事業の利用についても、継続的にアセスメント、ニーズの評価を行い、計画に位置づけるといった、適正なサービス利用が維持されるような仕組みづくりも課題であることが指摘された。

さらに、「難病患者、発達障害児（者）を対象とした支援の実施」について検討することの必要性についても指摘があった。実施にあたっては、事業者が個別性の高い利用者のニーズを踏まえて、安全に支援をすることができる支援技術をどのように獲得していくかについても課題であることが伺われた。

現在は、実施している自治体が限られている通学・通勤を目的とした移動支援事業を実施する場合、就業先事業所との役割分担についても検討する必要があることが挙げられた。障害者の社会参加の一環として通勤支援が必要なケースも想定されるが、訓練期間等を設定することや、就業先との調整により移動支援事業が担う役割や期間についても検討することの必要性が指摘された。

インタビュー対象となった自治体の中には、コミュニティバスやデマンド交通といった、市民一般を対象とした移動サービスを提供しているところもあった。高齢者人口の増加に伴い、居住地域内の移動について支援が必要となる住民が増えることが想定される。そのため、障害者を対象とした移動支援事業のあり方を検討する際には、地域全体としての移動支援の仕組の中に、障害者が利用する移動支援事業をどのように位置づけ、役割分担をするのかという点についても、検討していくことが求められていると考えられる。

さらに、「移動支援事業」に関する周知活動の充実についても課題として指摘された。

參考資料

■ 調查票

障害者等の地域生活支援事業における 移動支援に関する実態調査

謹啓 貴自治体におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、当社は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部からの業務委託により、「障害者等の地域生活支援事業における移動支援に関する実態調査」の実施支援を行わせて頂くこととなりました。

本調査は、地域生活支援事業における「移動支援事業」の実施方法が多岐に渡ることから、その提供実態等を明らかにし、今後の移動支援事業のあり方について検討するための基礎資料を収集することを目的としております。何卒調査趣旨をご理解頂き、ご回答、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本調査に関してご不明な点等ございましたら、下記調査事務局までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

謹白

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部長 中山 太

【ご回答方法／投函期限について】

- 各設問をご一読頂き、地域生活支援事業における「移動支援事業」を所管されているご担当課において回答をお願い申し上げます。
- 記入が終わりました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）をお使いの上、**平成27年8月21日（金）までに**当社へご返送下さい。
- 後日、当社から、記入内容についてご質問申し上げる場合がございます。大変お手数ではございますが、**ご回答頂きました調査票コピーを、お手元に保存下さいますよう**お願い申し上げます。

お問合せ先

「障害者等の地域生活支援事業における移動支援に関する実態調査」
調査事務局

電話番号（フリーダイヤル） 0120-145-277

（月から金（祝祭日除く）10:00～17:00）

e-mail : shogai-shien@mizuho-ir.co.jp（ご質問の際には、**件名に「移動支援」とご**
記入下さい。

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

担当：山本 西山

市区町村名	_____都道府県 _____市区町村	市区町村 番号	※事務局使用欄
所管部署名			
問合せ先	電話番号： () (内線) 記入者ご氏名：		

I 基本情報

①人口	平成 27 年 4 月時点 _____人 (住民基本台帳および外国人登録者数)						
②総面積	_____k m ²						
③地域区分	1. 一般 2. 中山間地域※障害福祉サービス等報酬における特別地域加算対象地域						
④障害者数 平成 27 年 4 月時点 (実人数)		身体障害	知的障害	精神障害	難病等	計	
	福祉サービスを使っている	区分なし	人	人	人	人	人
		区分 1	人	人	人	人	人
		区分 2	人	人	人	人	人
		区分 3	人	人	人	人	人
		区分 4	人	人	人	人	人
		区分 5	人	人	人	人	人
		区分 6	人	人	人	人	人
	障害児	人	人	人	人	人	
	福祉サービスを使っていない	人	人	人	人	人	
合計	人	人	人	人	人		

注 1：重複障害の場合には、**主たる障害種別**に基づき人数を記入してください。

注 2：記入後に、横の「計」、縦の「合計」と内訳の合算値が合致するかご確認ください。

注 3：発達障害は精神障害に計上してください。

II 貴市区町村における「移動支援事業」の実施状況について

1) 貴市区町村では、地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」を実施していますか。

1. 実施している ⇒ II 2) 以下に回答下さい。
 2. 実施していない ⇒ VIIIにお進み下さい。

2) 事業所数等（地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」の事業所数、平成27年4月時点）

委託事業所数

_____ヶ所

※下表の a) と b) の実事業所数の合計

実施方法及び実施箇所数

【身体介護あり】

(複数回答)

	委託		自治体直営	計
	a) 指定事業所	b) その他事業所		
個別支援型	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
グループ支援型	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
車両移送型	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
合計	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

【身体介護なし】

(複数回答)

	委託		自治体直営	計
	a) 指定事業所	b) その他事業所		
個別支援型	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
グループ支援型	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
車両移送型	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
合計	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

注 1：1つの事業所が、複数の支援を行っている場合には、それぞれ記入してください。

注 2：「a) 指定事業所」とは、個別給付のサービス提供を行う指定事業所、「b) その他事業所」とは、地域生活支援事業のみ実施している事業所を示します。

注 3：記入後に、横の「計」、縦の「合計」と内訳の合算値が合致するかご確認ください。

3) 利用単価（30分単位）

		日中 (例：8時～18時)	夜間早朝 (例：18時～22時、 6時～8時)	深夜 (例：22時～6時)
身体介護 あり	肢体不自由者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	視覚障害者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	知的障害者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	精神障害者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	難病等患者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
身体介護 なし	肢体不自由者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	視覚障害者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	知的障害者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	精神障害者(児)	円/30分	円/30分	円/30分
	難病等患者(児)	円/30分	円/30分	円/30分

注：30分単位でない場合は30分に置き換えて記載し、時間単価では無い場合は、その旨余白に記述した上で単価を記載下さい。

4) 地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」の単価設定にあたっては、個別給付の同種サービスと比べて、どのような考え方に基づいて設定したのかご記入下さい。

5) 移動支援従事者の資格要件として該当するもの全てに○をつけて下さい。

- | |
|---|
| 1. 介護福祉士
2. 実務者研修修了者
3. 介護職員基礎研修課程修了者
4. 居宅介護従業者養成研修課程修了者(旧1級課程)、訪問介護員養成研修課程修了者(旧1級課程)
5. 居宅介護職員初任者研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者
居宅介護従業者養成研修課程修了者(旧2級課程)、訪問介護員養成研修課程修了者(旧2級課程)
6. 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
居宅介護従業者養成研修課程修了者(旧3級課程)、訪問介護員養成研修課程修了者(旧3級課程)
7. 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者
8. 行動援護従業者養成研修課程修了者
9. 同行援護従業者養成研修課程修了者(一般課程及び応用課程)
10. 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
11. 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
12. 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
13. みなし証明
14. その他() |
|---|

Ⅲ 貴市区町村における地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」の利用者数等について

1) 利用者の障害種別の内訳(実人数)

平成 27

年 4 月時点

	身体障害			知的障害		精神障害		難病等	計
		うち 肢体不自由	うち 視覚障害		うち 行動障害		うち 行動障害		
区分なし	人	人	人	人	—	人	—	人	人
区分 1	人	人	人	人	—	人	—	人	人
区分 2	人	人	人	人	—	人	—	人	人
区分 3	人	人	人	人	人	人	人	人	人
区分 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
区分 5	人	人	人	人	人	人	人	人	人
区分 6	人	人	人	人	人	人	人	人	人
障害児	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注 1: 区分認定を受けていない者は、「区分なし」に計上して下さい。

注 2: 「行動障害」には、障害支援区分 3 以上で障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上である者の人数を計上して下さい。

注 3: 記入後に、横の「計」、縦の「合計」と内訳の合算値が合致するかご確認ください。

2) 利用者の年齢階層別の内訳 (実人数)

平成 27 年 4 月時点

	10代 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60 から 64歳	65歳 以上
区分なし	人	人	人	人	人	人	人	人
区分1	人	人	人	人	人	人	人	人
区分2	人	人	人	人	人	人	人	人
区分3	人	人	人	人	人	人	人	人
区分4	人	人	人	人	人	人	人	人
区分5	人	人	人	人	人	人	人	人
区分6	人	人	人	人	人	人	人	人
障害児	人	人	—	—	—	—	—	—

注：区分認定を受けていない者は、「区分なし」に計上してください。

3) 利用者負担等の有無

■利用者負担の有無

1. あり ⇒ (割合： _____ 割/上限 _____ 円)
⇒世帯収入によって異なるか (a. 異なる b. 同じ)
2. なし

■利用者負担以外の 自己負担が必要な費 目の有無

1. あり ⇒ (具体的に： _____)
2. なし

4) 支給決定の有無

■支給決定の有無

1. あり ⇒総時間数 _____ 時間/月 (平成27年4月)
⇒支給総額 _____ 円 /月 (平成27年4月)
2. なし

4) 利用要件を「訓練目的」としている場合、実施方法の取決めの有無及び内容
(該当するもの全てに○)

1.	通勤の実施方法の取決めあり	⇒	内容
	()
2.	//		なし
3.	通所の実施方法の取決めあり	⇒	内容
	()
4.	//		なし
5.	通学の実施方法の取決めあり	⇒	内容
	()
6.	//		なし

5) 利用者の通勤・通所・通学別の内訳（実人数）

平成 27 年 4 月時点

	通 勤	通 所	通 学			計
			小学校	中学校	高等学校	
区分なし	人	人	人	人	人	人
区分1	人	人	人	人	人	人
区分2	人	人	人	人	人	人
区分3	人	人	人	人	人	人
区分4	人	人	人	人	人	人
区分5	人	人	人	人	人	人
区分6	人	人	人	人	人	人
障害児	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人

注1：記入後に、横の「計」、縦の「合計」と内訳の合算値が合致するかご確認ください。

注2：「小学校」「中学校」「高等学校」欄には、特別支援学校及び特別支援学級への通学（通級）を含みます。

6) 利用者の利用目的別の内訳

平成 27 年 4 月時点

		対象者数 (実人数)	補 問
通 学	小中学校	人	—
	高校・大学	人	—
通 所	障害児童通所支援	人	—
	指定障害児（者）福祉サービス	人	—
通 勤	会社等	人	—
そ の 他		人	⇒その他の具体的な利用目的
合 計		人	—

注：「小中学校」欄には、特別支援学校及び特別支援学級への通学（通級）支援を含みます。

V 貴市区町村における地域生活支援事業に関わる「移動支援事業」のうち、障害者支援施設への入所中・入院中における移動支援の実施状況について

1) 障害者支援施設への入所中・入院中における移動支援の実施の有無（該当するもの全てに○）

1. 入所中における移動支援を実施している	⇒ 2) 以下を記入してください。
2. 入院中における移動支援を実施している	⇒ 2) 以下を記入してください。
3. いずれも実施していない（理由：	）
⇒ VIへ進んでください。	

2) 入所中・入院中の利用者数（実人数）

平成27年4月時点

	障害者支援施設への入所中	入院中
区分なし	人	人
区分1	人	人
区分2	人	人
区分3	人	人
区分4	人	人
区分5	人	人
区分6	人	人
障害児	人	人
合計	人	人

- 2) 貴自治体における、地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」に関する課題等をご記入下さい。

- 3) Ⅱ 1)で「2. 実施していない」と回答した自治体にお伺いします。その理由についてご記入下さい。

質問は以上です。ご協力頂きありがとうございました。
回答内容をご確認の上、8月21日(金)までに投函ください。

後日ご質問を申し上げる場合がございますので、
コピーをお手元に保存下さいますようお願い申し上げます。

事業実施体制

本調査研究は「障害者支援状況等調査研究事業」の一環として実施した。
 調査の設計・集計・報告取りまとめにあたっては、以下の構成員から成る検討会において
 有識者より指導・助言を受けた。

氏名	所属等
大塚 晃 勝又 幸子 下川 明美 福岡 寿 望月 春樹	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長 東京都福祉保健局障害者施策推進部 事業調整担当課長 社会福祉法人高水福祉会 参与／日本相談支援専門員協会 顧問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (五十音順)
(オブザーバー) 品川 文男 水村 秀史	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 室長補佐 企画課 自立支援振興室 地域生活支援係長 (※本調査研究担当官のみ抜粋)
(事務局) 山本 眞理 西山 克彦	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント コンサルタント (※本調査研究担当者のみ抜粋)

(敬称略)